

漁業許可等申請事務の手引

令和4年1月

千葉県農林水産部水産局水産課・漁業資源課

目 次

I	漁業の許可	
1	知事許可漁業の種類	1
2	知事許可漁業の申請等のフロー図	2
3	知事許可漁業の申請等について	
(1)	許可又は起業の認可の申請	3
ア	新規の許可等の申請	3
イ	起業の認可に基づく許可の申請	3
ウ	継続の許可又は起業の認可等	4
(2)	変更の許可の申請	4
(3)	許可証の書換え交付の申請	5
(4)	許可証の再交付の申請	5
(5)	相続又は法人の合併もしくは分割の届出	5
(6)	許可等の失効の届出	5
(7)	休業等の届出	5
(8)	資源管理の状況等の報告	6
(9)	許可等の申請手数料	6
(10)	添付書類一覧表	
ア	許可及び起業認可申請書類一覧(別表1)	7
イ	変更許可、書換え交付、再交付、相続届及び返納届 の申請等書類一覧(別表2)	8
4	大臣許可漁業の申請等について	9
II	試験研究等の許可	
1	千葉県漁業調整規則第48条の規定による 試験研究等の許可(特別採捕許可)	10
2	漁業法施行規則第42条の規定による 特定水産動植物採捕許可	11
III	岩礁破碎等の許可	11
IV	申請書等の様式	12
	【参考資料】	
	千葉県漁業調整規則	別冊1
	大臣許可漁業の許可等に関する事務取扱要領	別冊2
	千葉県特定水産動植物採捕許可事務処理要領	別冊3
	各漁業の許可方針	別冊4

I 漁業の許可

1 知事許可漁業の種類

(1) 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）で定める漁業

- ア 中型まき網漁業
- イ 小型機船底びき網漁業

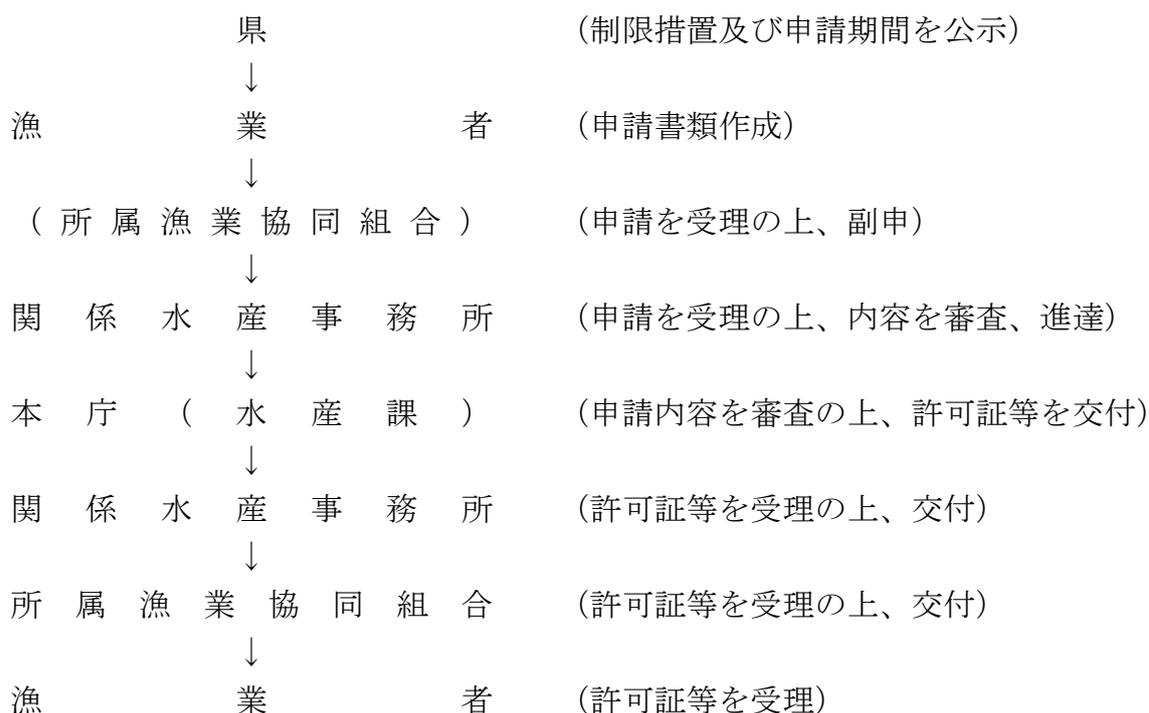
(2) 千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）第4条第1項各号に掲げる漁業

- ア 小型まき網漁業
- イ 機船船びき網漁業
しらうお船びき網漁業、さより船びき網漁業、ぱっち網漁業、いわし船びき網漁業、とびうお船びき網漁業
- ウ ごち網漁業
- エ 火光利用さば漁業
- オ 敷網漁業
あじ・さば棒受網漁業
- カ 刺し網漁業
いわし流し刺し網漁業、まき刺し網漁業
- キ かじき等流し網漁業
- ク 固定式刺し網漁業
- ケ はえ縄漁業
- コ いるか突棒漁業※¹
- サ 潜水器漁業
- シ たこつぼ漁業
- ス かが漁業
ばいかご漁業、いかかご漁業、かにかご漁業、えびかご漁業
- セ いか釣り漁業
- ソ 葛縄敷網漁業※¹
- タ 小型定置網漁業※¹
- チ すだて漁業※¹
- ツ 地びき網漁業※¹
- テ なまこ漁業
- ト うなぎ稚魚漁業※²

※1 現在、許可していないもの。

※2 令和5年12月1日から許可漁業となるもの。

2 知事許可漁業の申請等のフロー図



※水産課管内に住所を有する者の場合は、水産事務所を経由することなく、申請等を行う。

各管内の範囲は次の通りです。

○水産課管内

浦安市、市川市、船橋市、習志野市、千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市及び富津市（館山水産事務所管内を除く）

○銚子水産事務所

銚子市、成田市（旧下総町の区域に限る。）、東金市、旭市、匝瑳市、香取市、山武市及び大網白里市並びに香取郡及び山武郡

○館山水産事務所

館山市、鴨川市、富津市（旧大佐和町及び旧天羽町の区域に限る。）及び南房総市並びに安房郡

○勝浦水産事務所

茂原市、勝浦市及びいすみ市並びに長生郡及び夷隅郡

※以下の漁業許可は水産事務所長専決となるため、所轄の水産事務所が許可等の事務を行う。

○小型機船底びき網漁業のうち、自家用えさびき網漁業（手繰第2種漁業のうち、釣り又ははえ縄により行う漁業のための自家用餌料の採捕を目的とする漁業をいう。）の許可

○規則第4条第1項第2号、第3号、第6号、第8号、第9号及び第11号から第20号までの規定による許可

機船船びき網漁業、ごち網漁業、刺し網漁業（いわし流し刺し網漁業に限る。）、固定式刺し網漁業、はえ縄漁業、潜水器漁業、たこつぼ漁業、かご漁業、いか釣り漁業、葛縄敷網漁業、小型定置網漁業、すだて漁業、地びき網漁業、なまこ漁業、うなぎ稚魚漁業

3 知事許可漁業の申請等について

省令で定める漁業のほか、規則第4条第1項各号に掲げる漁業を営もうとする者は、知事の許可を受けなければなりません（規則第4条）。

なお、漁業権又は入漁権に基づく場合（組合員行使権者がその権利に基づいて漁業を営む場合）は知事許可漁業の対象とはなっていないため、許可は不要です。

また、これから許可を受けようとする者であって、現在のところ船舶あるいは主な漁具を使用する権利を持っていないものは、あらかじめ起業について知事の認可を受けることができます（規則第6条）。ただし、船舶を使用せず、漁具も簡易なもの（なまこ漁業など）については認可の対象とはなりません。

(1) 許可又は起業の認可の申請

許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）を受けようとする者は、申請書（第1号様式）のほか、知事が必要と認める書類を提出しなければなりません。（規則第8条第1項及び第2項）（添付書類は別表1のとおり）

ア 新規の許可又は起業の認可

知事は新たに許可等をしようとする場合や許可の一斉更新を行う場合には、あらかじめ制限措置及び申請期間を定めて公示することとなっています（規則第11条第1項）。

このため、新たに許可等を受けようとする場合や許可の有効期間の満了に伴い引き続き許可を受けようとする場合は、公示された申請期間内に申請する必要があります。

なお、次のイ（起業の認可に基づく許可）及びウ（継続の許可又は起業の認可等）の場合は、公示された申請期間に関わらず申請することができます。

【制限措置の内容とは】

- 1 漁業種類
- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶等（漁業者）の数
- 3 船舶の総トン数
- 4 推進機関の馬力数
- 5 操業区域
- 6 漁業時期
- 7 漁業を営む者の資格（住所要件など）

イ 起業の認可に基づく許可（規則第7条第1項）

起業の認可を受けた者が、船舶を建造、譲り受け又は借り受けるなどしてその使用权を得た場合には、認可に基づいて許可を申請することができます。

なお、許可申請の内容が認可を受けている内容と同一でない場合には、あらかじめ当該認可につき、次の（2）の変更の許可を受けなければなりません。

また、起業の認可を受けた者が、やむを得ない事由によって、認可期間中に船舶等の使用权を取得できず、その期間を延長したい場合については、起業の

認可の有効期間延長申請書（第23号様式）に、別表1に掲げる書類を添えて申請し、認可の期間延長を受ける必要があります。

ウ 継続の許可又は起業の認可等（規則第14条）

許可を受けた者が許可船舶の代船として別の船舶により許可を受ける場合（代船許可：次の①及び②）や許可を受けた者から当該許可を承継する場合（承継許可：次の③）には、公示された申請期間に関わらず申請することができます。

この場合、その申請の内容が従前の許可等を受けた内容と同一であることが必要となります。

なお、許可等を受けた内容と同一である場合とは、当該知事許可漁業の制限措置の範囲内であることをいいます。制限措置と異なる内容である場合には、事前に次の（2）の変更の許可を受ける必要がありますので、代船許可申請又は承継許可申請と同時に変更許可申請を行う必要があります。

①廃止代船（規則第14条第1号）

許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可等を受けようとする場合

②沈没代船（規則第14条第2号）

許可の有効期間中に、許可を受けた船舶が滅失又は沈没したため、他の船舶について許可等を受けようとする場合

この場合には滅失又は沈没の日から6ヶ月以内に申請する必要があります。

③承継（規則第14条第3号）

許可を受けた者から、許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併もしくは分割以外の理由により、当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする場合

（2）変更の許可（規則第16条）

許可等を受けた者が、制限措置と異なる内容により漁業を営もうとする場合には、許可の内容（起業の認可）変更許可申請書（第15号様式）に、別表2に掲げる書類を添えて申請し、変更の許可を受ける必要があります。

なお、変更許可を申請しようとする場合は、事前に、必ず県庁水産課又は管轄の水産事務所に相談してください。

【漁業法改正に伴う変更の許可の手続の見直しについて】

漁業法改正前は、許可船舶の総トン数や推進機関の馬力数を変更する場合には必ず変更許可を受ける必要がありました。

漁業法改正に伴い、知事許可漁業については制限措置を定め、管理していくこととなり、変更しようとする内容が制限措置の範囲内である場合には、変更許可は不要となりました。

このため、変更後の総トン数や推進機関の馬力数が制限措置の範囲内である場合には、次の（3）の書換交付申請の手続のみ行えばよいこととなりました。

(3) 許可証の書換え交付の申請（規則第27条）

許可証の記載事項（住所、船名、船舶の総トン数、推進機関の馬力数など）に変更が生じたときは、許可証書換え交付申請書（第16号様式）に、別表2に掲げる書類を添えて申請し、許可証の書換え交付を受ける必要があります。

なお、船舶の総トン数や推進機関の馬力数などが制限措置の範囲を超える場合には事前に（2）の変更の許可を受ける必要があるため、変更許可申請と同時に書換え交付申請を行う必要があります。

(4) 許可証の再交付の申請（規則第28条）

許可を受けた者が、許可証を亡失し、又は棄損したときは、許可証再交付申請書（第19号様式）に別表2に掲げる書類を添えて申請し、再交付を受ける必要があります。

(5) 相続又は法人の合併もしくは分割の届出（規則第17条）

許可等を受けた者（自然人）が死亡したときは、その相続人（相続人が複数いる場合にはその協議により許可漁業を営む者として定まった者）は当該漁業の許可等を受けた者の地位を承継します。

また、許可等を受けた法人が解散、合併、分割したときは、存続会社が当該漁業の許可等を受けた者の地位を承継します。

地位を承継した者は、承継の日（相続人が複数いる場合にはその協議により当該相続人が地位を承継した日）から2ヶ月以内に許可等の許可の相続届（第21号様式）に別表2に掲げる書類を添えて届け出る必要があります（規則第17条第2項）。

(6) 許可等の失効の届出（規則第18条）

許可等を受けた者は、当該許可等が失効したときには、失効した日から2ヶ月以内に廃業届（第7号様式（その2））に別表2に掲げる書類を添えて届け出る必要があります。

【許可等の失効とは】

- 1 許可を受けた者が死亡・解散したとき（規則第17条の規定により承継する場合を除く）
- 2 許可を受けた船舶をその漁業に使用することを廃止したとき
- 3 許可等を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき
- 4 許可を受けた船舶を使用する権利を失ったとき（船舶を譲渡、貸し付け、返還した場合など）
- 5 許可を受けた者がその漁業を廃止したとき

(7) 休業等の届出（規則第19条）

許可を受けた者が1漁期以上にわたって休業しようとする場合には、休業届

(第24号様式)により届け出る必要があります。

また、休業中の漁業につき就業しようとするときには、就業届(第25号様式)により届け出る必要があります。

(8) 資源管理の状況等の報告(規則第21条)

許可を受けた者は、毎年、漁業時期の終了後2ヶ月以内に資源管理状況等報告書(漁獲成績報告書)を提出する必要があります。

許可漁業ごとの報告期限や報告書の様式は許可方針で定めています。

また、報告期限の一覧表は手引の裏表紙にも記載しています。

(9) 知事許可漁業に係る許可等の申請手数料(千葉県使用料及び手数料条例)

5トン以上の漁船を使用して行う場合の許可申請及び変更許可申請については下表の申請手数料が必要となります。

(令和2年12月1日～)

申 請 内 容	手数料 (1件につき)
・ 5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請 (法第57条第1項)	2,900円
・ 5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業変更許可申請 (法第58条において読み替えて準用する第47条)	2,400円

申請書に上記手数料分の**県収入証紙**を貼付。

※以下の知事許可漁業に係る申請については、申請手数料は不要。

〔 起業の認可の申請、許可証の書換え交付の申請、許可証の再交付の申請、
5トン未満の漁船を使用して行う漁業に係る漁業変更許可申請 〕

別表1 許可及び起業認可申請(新規の許可等、認可に基づく許可、代船・承継許可)の申請書類一覧(漁業種別)

添付書類	漁業種別	中型	小型機船底びき網					小	機船船びき網					ご	火	敷	刺	網	か	固	は	潜	た	か				ご	い	な
		ま	手	手	手	自	板	小	し	さ	ば	い	と	ち	光	敷	い	ま	か	定	え	水	こ	ば	い	か	か	え	か	ま
		ま	操	操	操	家用	ま	ら	よ	っ	わ	び	ち	利	網	わ	ま	じ	式	え	器	こ	い	か	か	か	か	か	か	
		き	1	2	餌	ま	う	お	り	ち	わ	う	ち	用	(し	き	し	刺	縄	縄	つ	か	か	か	か	か	か	か	
		網	種	種	び	ま	お	お	お	網	し	お	お	さ	あ	わ	刺	刺	等	網	縄	ぼ	ご	ご	ご	ご	ご	ご		
申請書	第1号様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請理由書	第2号様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
年間操業計画書	第3号様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
印鑑証明書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定款及び登記簿謄本		法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
代表者選定届	第4号様式	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共
共同経営者権利義務明細書	第5号様式	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共	共
用船契約又は船舶使用承諾書	第6号様式	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用
船舶所有者の印鑑証明書		用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用	用
漁業許可証又はその写し		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃業届	第7号様式	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代	代
船舶件名書	第8号様式	認	認	認	認	認	認	認	認	認	認	認	認	認	認	認	認	認	認	認	認	認	認	認	認	認	認	認	認	認
適格性に関する申立書 ^{(注)1}	第9号様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書	第10号様式	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
起業認可指令書		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
中型まき網漁業に係る附属船報告書	第11号様式	△																												
漁業権行使規則の写し及び採捕に関する総会議事録の写し					△																									
共同漁業権者の同意書					△					△		△						△		△		△				△			△	
東日本さば釣漁業協会の副申書														○																
船舶検査証書の写し																		△												
操業実績証明書又は資源管理の状況等の報告書の写し	第12号様式																		△											
操業時間に係る協定書等の写し又はこれに代わる書面																			△											
潜水士免許状の写し																					○									
操業経験者である旨の証明書	第13号様式																							△		△	△			

凡例 ○:必要なもの、△:該当する場合に添付するもの、用:用船、共:共同経営の場合、法:法人の場合、代:廃止代船、承:承継(共同経営化を含む。)、認:起業認可の場合

(注) 1 申請者が適格性を有することを組合が確認し、副申書においてその旨を記載した場合は省略可能

2 本表の他にも添付書類が必要となる場合があります。

3 県外に住所を有する者は住所の所在する都道府県知事の意見書が必要となるほか、漁業種別によって添付書類が本表と変わります。

7 本表に掲げる以外の知事許可漁業については、県庁水産課又は各水産事務所にお問い合わせください。

別表2 変更許可申請、書換え交付申請、再交付申請、相続届及び廃業届の申請(届出)書類一覧(各漁業種類共通)

		変更許可申請書	書換え交付申請書	再交付申請書	相続届	廃業届	代表者変更届	共同経営者脱退届	共同経営者脱退に伴う権利義務を記載した書面	印鑑証明書	住民票	定款及び登記簿謄本	船舶使用承諾書又は船舶契約書	変更許可指令書	許可証又はその写し	副代表理事組合長の書	所屬漁業協同組合の同意書	共同漁業権者の同意書	紛失届	戸籍謄本	相続同意書	申立書(注)1
		第15号様式	第16号様式	第19号様式	第21号様式	第7号様式	第4号様式	第17号様式	第18号様式				第6号様式						第20号様式		第22号様式	第9号様式
変更許可		○									△				○	△	△					
書換(制限措置の範囲内)	トン数の変更		○											△	○	△						
	馬力数の変更		○											△	○	△						
	共同経営者脱退		○					○	○	○					○	△						
	代表者変更		○								○				○	△						
	住所変更		○								個	法		△	○	△						
	船名変更		○												○	△						
	漁船登録番号変更		○												○	△						
	使用船舶の変更(漁業ごとの許可)		○								△			用	○	△						
再交付				○												△			○			
相続又は法人の合併・分割					○						○	法			○	△				○(注)2	○	○
返納	廃業、船舶滅失・譲渡					○					○				○	△			△			
	死亡・解散					○						法			○	△			△	△(注)2		
	有効期間満了														○				△			

凡例 ○:必要なもの、△:該当する場合に添付するもの(用:用船の場合、個:個人の場合、法:法人の場合)

(注) 1 申請者が適格性を有することを組合が確認し、副申書においてその旨を記載した場合は「適格性に関する申立書」は省略可能

2 必要に応じて、改正原戸籍謄本。

3 本表の他にも添付書類を必要とする場合がある。

4 大臣許可漁業の申請等について

別添の「大臣許可漁業の許可等に関する事務取扱要領」（令和2年11月30日付け2水管第1797号水産庁資源管理部長通知）を参照ください。

なお、許可等の申請手数料は漁業手数料規則（昭和25年農林省令第20号）に基づき下表のとおりとなっています。

（令和2年12月1日～）

申請内容	船舶の総トン数階層区分	手数料
<ul style="list-style-type: none"> ・大臣許可漁業の許可の申請 （法第36条第1項） ・変更の許可の申請 （法第47条） ・起業の認可の変更の許可の申請 （省令第11条） 	総トン数20トン未満の船舶1隻につき	2,200円
	総トン数20トン以上100トン未満の船舶1隻につき	3,300円
	総トン数100トン以上の船舶1隻につき	4,450円
<ul style="list-style-type: none"> ・起業の認可の申請 （法第38条） 	総トン数20トン未満の船舶1隻につき	1,250円
	総トン数20トン以上100トン未満の船舶1隻につき	2,200円
	総トン数100トン以上の船舶1隻につき	3,300円
<ul style="list-style-type: none"> ・許可証の書換え交付の申請 （省令第17条第1項） ・許可証の再交付の申請 （省令第18条） 	1件につき	850円
<ul style="list-style-type: none"> ・漁獲物又はその製品の転載の許可の申請 （省令第27条第4号） 	総トン数20トン未満の船舶1隻につき	2,200円
	総トン数20トン以上100トン未満の船舶1隻につき	3,300円
	総トン数100トン以上の船舶1隻につき	4,450円
<ul style="list-style-type: none"> ・鯨体処理場の使用又はその変更の許可の申請 （省令第45条第1項） 	総トン数20トン未満の船舶1隻につき	2,200円
	総トン数20トン以上の船舶1隻につき	3,300円
<ul style="list-style-type: none"> ・漁獲物又はその製品の輸送の許可の申請 （省令第47条） 	船舶1隻につき	4,450円

申請書に上記手数料分の**収入印紙**を貼付。

II 試験研究等の許可

1 千葉県漁業調整規則第48条の規定による試験研究等の許可（特別採捕許可）について

漁業調整規則における制限又は禁止の規定（水産動植物の種類・大きさ、採捕の期間・区域、使用する漁具・漁法等）については、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗の供給（以下、試験研究等という。）の目的のための採捕について知事の許可を受けることにより、その適用が除外されます（規則第48条第1項）。

(1) 許可の申請（規則第48条第2項）

許可を受けようとする者は、試験研究等の許可申請書（特別採捕許可申請書）（第26号様式）に、次に掲げる書類を添えて申請する必要があります。

ア 試験研究等計画書（目的、項目、内容、期間、採捕区域図、漁具漁法の概略図等を具体的に記載すること）

イ 使用する船舶を用船する場合は、船舶使用承諾書及び船舶所有者の印鑑登録証明書

ウ 漁船を使用する場合は、漁船法（昭和25年法律第178号）第12条第1項に基づき交付された動力漁船登録票の写し

エ 漁船でない船舶を使用する場合は、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項に基づき交付された船舶検査証の写し及び船舶検査手帳の写し

オ 採捕の区域に漁業権の漁場の区域が含まれる場合は、当該区域に係る漁業権者が申請しようとしている試験研究等について同意していることを証する書面の写し。ただし、当該漁場の漁業権者が申請する場合を除く。

カ 委託調査の場合は、委託契約書の写し

【申請に当たっての注意事項】

1 委託業務の場合については、当該試験研究等の計画・実施の責任者が申請する。

2 複数の船舶を同時に使用する場合は、船舶ごとに申請書を提出する。
許可証の携帯義務があり、船舶ごとに許可証を交付する必要があるためです。共通する添付書類は1部で構いません。

なお、複数の船舶を同時に使用しない場合には、1つの申請書にまとめて使用船舶を記載することで構いません。

3 申請書の提出先

(1) 海面における試験研究等（増養殖用のうなぎ稚魚の採捕を除く）
採捕区域が浦安市～富津市（館山水産事務所管内を除く）の場合
⇒県庁水産課

採捕区域が各水産事務所管内⇒管轄の水産事務所

(2) 内水面における試験研究等

採捕区域が各水産事務所管内以外の場合⇒県庁漁業資源課

採捕区域が各水産事務所管内⇒管轄の水産事務所

【遊漁者等の漁具又は漁法の制限に係る試験研究のための適用除外について】

規則第45条第1項の規定による遊漁者等の漁具又は漁法の制限については、同条第2項第3号の規定により、試験研究機関が試験研究のために水産動植物を採捕する場合については、適用されません。

この場合における試験研究機関とは、国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人、地方独立行政法人、学校法人などの公的機関及び公的機関の委託を受けて試験研究を行う法人をいいます。

(2) 許可証の記載事項変更申請（規則第48条第6項）

許可を受けた者が、許可証に記載された事項を変更しようとする場合は、試験研究等の許可証（特別採捕許可証）記載事項変更申請書（第28号様式）により申請し、許可を受ける必要があります。

(3) 試験研究等の結果報告（規則第48条第5項）

許可を受けた者は、試験研究等が終了した場合には遅滞なく、試験研究等結果報告書（第29号様式）を提出し、その結果を報告する必要があります。

2 漁業法施行規則第42条の規定による特定水産動植物採捕許可について

試験研究又は教育実習のために特定水産動植物（あわび、なまこ、うなぎの稚魚※）を採捕する場合には、1の千葉県漁業調整規則第48条の規定による試験研究等の許可（特別採捕許可）とは別に、漁業法施行規則第42条の規定による特定水産動植物の採捕許可を受ける必要があります。

なお、許可の手續等に関しては、別添の千葉県特定水産動植物採捕許可事務処理要領（令和2年11月30日付け水産第1439号千葉県農林水産部水産局長通知）を参照ください。

※令和5年12月1日から指定

【底生生物調査における特定水産動植物採捕許可の取扱いについて】

底びき網漁具を使用する調査や吸引式採泥器による枠取り調査等、採集面積が広いものについては、過去の調査においてなまこの混獲が確認されているため、特定水産動植物の採捕許可を受ける必要があります。

一方、スミスマッキンタイヤ等の小型採泥器で採集面積が狭いものについては、過去の調査においてなまこの混獲の実態がないことから、特定水産動植物の採捕許可を受けることは不要と整理しています。ただし、なまこを主対象とした調査については許可を受ける必要があります。

III 岩礁破碎等の許可

海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁破碎、土砂採取又は岩石採取を行う場合には、岩礁破碎等許可申請書（第30号様式）に当該漁場に係る漁業権者の同意書を添えて申請し、知事の許可を受ける必要があります。

申請書等の様式

第1号様式（規則第8条第1項関係）

〇〇漁業許可（起業の認可）申請書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

下記により〇〇漁業の許可（起業の認可）を受けたいので、千葉県漁業調整規則第8条第1項の規定により申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 操業区域
- 3 漁業時期
- 4 漁獲物の種類
- 5 漁業根拠地
- 6 漁具の種類、数及び規模
- 7 使用する船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 8 漁業を営む者の資格として船舶根拠地を定めている漁業にあっては、船舶根拠地
- 9 火光を利用するものには、電源の種類及び出力並びに集魚灯の数及び光力
- 10 潜水器を使用するものには、潜水器の種類、形式及び送気装置

(記載例)

第1号様式(規則第8条第1項関係)

小型機船底びき網漁業許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所 〇〇市〇〇〇1-1
氏名 千葉 太郎 印

下記により小型機船底びき網漁業の許可を受けたいので、千葉県漁業調整規則第8条第1項の規定により申請します。

記

- 1 漁業種類 手繰第3種漁業
- 2 操業区域 旭市飯岡灯台正南の線といすみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱(漁業権基点北1号)正東の線に囲まれた千葉県海面
- 3 漁業時期 周年
- 4 漁獲物の種類 ちょうせんはまぐり ほか
- 5 漁業根拠地 〇〇市 又は 〇〇漁港
- 6 漁具の種類、数及び規模 貝桁網漁具 一式
- 7 使用する船舶
 - (1) 船名 千葉県丸
 - (2) 漁船登録番号 CB3-〇〇〇〇〇〇
 - (3) 総トン数 4.9トン
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数 ジーゼル 〇〇キロワット
- 8 漁業を営む者の資格として船舶根拠地を定めている漁業にあつては、船舶根拠地 該当なし
- 9 火光を利用するものにあつては、電源の種類及び出力並びに集魚灯の数及び光力 該当なし
- 10 潜水器を使用するものにあつては、潜水器の種類、形式及び送気装置 該当なし

県報の制限措置のとおり
記入してください。

第2号様式

申 請 理 由 書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

【例示】

●許可更新に係る申請

許可番号第○号により、○○漁業の許可を受けて操業中の○○丸（○トン）については、本年○月○日をもって許可の有効期間が満了いたしますが、引き続きこの漁業を経営いたしたく申請します。

●代船許可申請

許可番号第○号により、○○漁業の許可を受けて操業中の○○丸（○トン）が老朽化したため、代船によりこの漁業を経営いたしたく申請します。

●承継許可申請

このたび、許可番号第○号により、○○漁業の許可を受けた○○から許可船舶○○丸（○トン）を譲り受けたので、当該漁業の許可を承継し、当該漁業を経営いたしたく申請いたします。

●起業認可申請

許可番号第○号により、○○漁業の許可を受けて操業中の○○丸（○トン）を譲渡したため、代船を確保するまでの間、この漁業の起業の認可を受けたく申請します。

第2号様式

申 請 理 由 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所 〇〇市〇〇〇1-1
氏名 千葉 太郎

許可番号第〇号により、小型機船底びき網漁業の許可を受けて操業中の千葉県丸（4.9トン）については、本年7月31日をもって許可の有効期間が満了いたしますが、引き続きこの漁業を経営いたしたく申請します。

第3号様式

年間操業計画書

1 船名 ○○丸 (トン)

2 当該船で営む漁業

月 漁業名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	水揚予定 金額

(注1) 該当欄に○を付すこと。

(注2) 漁業名には当該船で営む全ての漁業種類（漁船登録票に記載のもの）を記入すること。

(注3) 対人許可にあっては、申請者が営む全ての漁業を記入すること。

令和 年 月 日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

第3号様式

年間操業計画書

1 船名 千葉県丸 (4.9 トン)

2 当該船で営む漁業

月 漁業名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	水揚予定 金額
手繰第 3種漁 業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,000 万円
さより 船びき 網漁業	○	○	○	○								○	200万円
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>申請に係る許可漁業以外の漁業種類についても、当該漁船で営む全ての漁業種類を記入してください。</p> </div>													

(注1) 該当欄に○を付すこと。

(注2) 漁業名には当該船で営む全ての漁業種類（漁船登録票に記載のもの）を記入すること。

(注3) 対人許可にあつては、申請者が営む全ての漁業を記入すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 〇〇市〇〇〇1-1

氏名 千葉 太郎

第4号様式（その1）（規則第3条関係）

代 表 者 選 定 届

令和 年 月 日

千葉県知事

様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

下記のとおり〇〇漁業に係る共同申請の代表者を選定したので、千葉県漁業調整規則第3条の規定により届け出ます。

記

代表者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称）

第4号様式（その1）（規則第3条関係）

代 表 者 選 定 届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所 〇〇市〇〇〇1-1
氏名 千葉 太郎 印
住所 〇〇市〇〇〇2-2
氏名 房総 二郎 印

下記のとおり小型機船底びき網漁業に係る共同申請の代表者を選定したので、千葉県漁業調整規則第3条の規定により届け出ます。

記

代表者 住所 〇〇市〇〇〇1-1
 氏名 千葉 太郎

第4号様式（その2）（規則第3条関係）

代 表 者 変 更 届

令和 年 月 日

千葉県知事

様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

下記のとおり 年 月 日付け届出の〇〇漁業に係る共同申請の代表者を変更したので、千葉県漁業調整規則第3条の規定により届け出ます。

記

旧代表者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称）
新代表者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称）

第4号様式（その2）（規則第3条関係）

代 表 者 変 更 届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所 〇〇市〇〇〇1-1
氏名 千葉 太郎 印
住所 〇〇市〇〇〇2-2
氏名 房総 二郎 印

下記のとおり令和〇〇年〇〇月〇〇日付け届出の〇〇漁業に係る共同申請の代表者を変更したので、千葉県漁業調整規則第3条の規定により届け出ます。

記

旧代表者 住所 〇〇市〇〇〇1-1
 氏名 千葉 太郎
新代表者 住所 〇〇市〇〇〇2-2
 氏名 房総 二郎

第5号様式

〇〇丸共同経営者権利義務明細書

1 出資状況

氏名 項目				
出資額				
議決数				
ト ン 数 持分割合				
備 考				

2 損益金分配方法

3 その他の事項

令和 年 月 日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

千葉県丸共同経営者権利義務明細書

1 出資状況

項目	氏名			
	千葉 太郎	房総 二郎		
出 資 額	〇円	〇円		
議 決 数	1	1		
ト ン 数 持分割合	50%	50%		
備 考				

2 損益金分配方法 持分割合による

3 その他の事項

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 〇〇市〇〇〇1-1
氏名 千葉 太郎 外1名

第6号様式

船舶使用承諾書

令和 年 月 日

(使用者)

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）様

(所有者)

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

あなたが、下記の船舶を〇〇漁業に使用することを承諾します。

記

- 1 船 名
- 2 漁 船 登 録 番 号
- 3 総 ト ン 数
- 4 推進機関の種類及び馬力数
- 5 使 用 期 間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

第6号様式

船舶使用承諾書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(使用者)

住所 〇〇市〇〇〇2-2

氏名 房総 二郎 様

(所有者)

住所 〇〇市〇〇〇1-1

氏名 千葉 太郎 印

あなたが、下記の船舶を小型機船底びき網漁業に使用することを承諾します。

記

- 1 船 名 千葉県丸
- 2 漁 船 登 録 番 号 CB3-〇〇〇〇〇
- 3 総 ト ン 数 4.9トン
- 4 推進機関の種類及び馬力数 ジーゼル 〇〇キロワット
- 5 使 用 期 間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

許可の有効期間中に使用权を有することを確認する必要があるため、
使用期間は、許可の有効期間が全て含んでいる必要があります。
なお、漁船リース事業を活用した漁船の場合は、リース期間を記入すること。
(使用期間が許可の有効期間より長い分には問題ありません)

第7号様式（その1）

廃業届

令和 年 月 日

千葉県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

下記船舶は今般〇〇が申請した〇〇丸（ トン）に対し、〇〇漁業の許可
がなされるときは、その許可の日に〇〇漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船 名
- 2 漁 船 登 録 番 号
- 3 総 ト ン 数
- 4 推進機関の種類及び馬力数
- 5 許 可 番 号

（注）廃止代船又は承継の許可申請の場合に、この様式を用いること。

第7号様式（その1）

廃業届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所 〇〇市〇〇〇1-1

氏名 千葉 太郎 印

下記船舶は今般 千葉 太郎が申請した第2千葉県丸（4.9トン）に対し、小型機船底びき網漁業の許可がなされるときは、その許可の日に小型機船底びき網漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船 名 千葉県丸
- 2 漁 船 登 録 番 号 CB3-〇〇〇〇〇
- 3 総 ト ン 数 4.9トン
- 4 推進機関の種類及び馬力数 ジーゼル 〇〇キロワット
- 5 許 可 番 号 チハ手第〇〇号

（注）廃止代船又は承継の許可申請の場合に、この様式を用いること。

第7号様式（その2）

廃業届

令和 年 月 日

千葉県知事

様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

下記の漁業許可が失効しましたので、千葉県漁業調整規則第18条第2項（第3項）の規定により届け出ます。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 使用船舶の船名及び漁船登録番号
- 5 失効の理由
 - (1) 廃業
 - (2) 船舶の滅失（沈没）
 - (3) 船舶の譲渡（貸し付け、返還等）
 - (4) 死亡又は解散

（いずれかに○を付ける）

（注）許可証を添えて届け出ること。

第7号様式（その2）

廃業届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所 〇〇市〇〇〇1-1
氏名 千葉 太郎 印

下記の漁業許可が失効しましたので、千葉県漁業調整規則第18条第2項~~（第3項）~~の規定により届け出ます。

記

- 1 漁業種類 手繰第3種漁業
- 2 許可番号 チハ手第〇〇号
- 3 許可年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 使用船舶の船名及び漁船登録番号 千葉県丸 CB3-12345
- 5 失効の理由
 - (1) 廃業
 - (2) 船舶の滅失（沈没）
 - (3) 船舶の譲渡（貸し付け、返還等）
 - (4) 死亡又は解散

（いずれかに○を付ける）

（注）許可証を添えて届け出ること。

第8号様式

〇〇漁業船舶件名書（計画又は現在）

- 1 船 名
- 2 船 質
- 3 船舶番号
- 4 船体の長さ、幅及び深さ
- 5 船舶総トン数
- 6 推進機関の種類及び馬力数
- 7 最大速力
- 8 魚そうの容積
- 9 冷凍設備の有無及び能力
- 10 通信機器等の有無及びその種類
- 11 造船所の所在地及び名称
- 12 機関製作所の所在地及び名称
- 13 起工、進水及びしゅん工の予定年月日（現在のものは、進水年月日）
- 14 所有者の住所及び氏名又は名称
- 15 建造（購入）価格
- 16 資金調達方法（自己資金及び借入金に区分し、借入金は借入先別に記載すること。）

第8号様式

小型機船底びき網漁業船舶件名書（計画又は現在）

- 1 船名 千葉県丸
- 2 船質 FRP
- 3 船舶番号 未定
- 4 船体の長さ、幅及び深さ 長さ〇〇m、幅〇m、深さ〇m
- 5 船舶総トン数 〇. 〇トン
- 6 推進機関の種類及び馬力数 ジーゼル 〇〇キロワット
- 7 最大速力 未定
- 8 魚そうの容積 未定
- 9 冷凍設備の有無及び能力 無し
- 10 通信機器等の有無及びその種類 有り(種類は未定)
- 11 造船所の所在地及び名称 〇〇市〇〇〇1-1 株式会社〇〇造船所
- 12 機関製作所の所在地及び名称 〇〇市〇〇〇1-1 株式会社〇〇発動機
- 13 起工、進水及びしゅん工の予定年月日（現在のものは、進水年月日）
令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 14 所有者の住所及び氏名又は名称 〇〇市〇〇〇1-1 千葉 太郎
- 15 建造（購入）価格 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
- 16 資金調達方法（自己資金及び借入金に区分し、借入金は借入先別に記載すること。）
自己資金 〇,〇〇〇,〇〇〇円、借入金 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（〇〇銀行）

第9号様式

知事許可漁業の許可又は起業の認可についての適格性に関する申立書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

千葉県漁業調整規則第10条第1項第1号から第4号までに定める以下のいずれにも該当しないことを申し立てます。

- 1 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者
- 2 暴力団員等
- 3 法人にあつて、その役員又は法第58条において準用する同法第41条第1項第3号の政令で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるもの
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（注）申請者が適格性を有することを組合が確認し、副申書においてその旨を記載した場合はこの申立書の添付を省略することができます。

第9号様式

知事許可漁業の許可又は起業の認可についての適格性に関する申立書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所 〇〇市〇〇〇1-1

氏名 千葉 太郎

千葉県漁業調整規則第10条第1項第1号から第4号までに定める以下のいずれにも該当しないことを申し立てます。

- 1 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者
- 2 暴力団員等
- 3 法人にあって、その役員又は法第58条において準用する同法第41条第1項第3号の政令で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるもの
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(注) 申請者が適格性を有することを組合が確認し、副申書においてその旨を記載した場合はこの申立書の添付を省略することができます。

第10号様式（その1）

副 申 書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

住所

漁業協同組合

代表理事組合長

このたび、当組合所属〇〇から別添のとおり〇〇漁業許可（起業の認可）申請が
ありましたが、申請内容は事実と相違ないと認めたので副申します。

第10号様式（その1）

副 申 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所 〇〇市〇〇1-2-3

氏名 〇〇漁業協同組合

代表理事組合長 〇〇 〇〇

このたび、当組合所属千葉 太郎から別添のとおり小型機船底びき網漁業許可（~~起業の認可~~）申請がありましたが、申請内容は事実と相違ないと認めたので副申します。

副 申 書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

住所

漁業協同組合

代表理事組合長

このたび、当組合所属〇〇から別添のとおり〇〇漁業許可（起業の認可）申請が
ありましたが、申請内容は事実と相違ないと認めたので副申します。

なお、当該申請者については、千葉県漁業調整規則第10条第1項第1号から
第4号までに定める以下のいずれにも該当しないことを確認したことを申し添え
ます。

- 1 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれ
ない者
- 2 暴力団員等
- 3 法人にあって、その役員又は法第58条において準用する同法第41条第1項
第3号の政令で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるもの
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第10号様式（その2）

副 申 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所 〇〇市〇〇1-2-3
〇〇漁業協同組合
代表理事組合長 〇〇 〇〇

このたび、当組合所属千葉 太郎から別添のとおり小型機船底びき網漁業許可（~~起業の認可~~）申請がありましたが、申請内容は事実と相違ないと認めたので副申します。

なお、当該申請者については、千葉県漁業調整規則第10条第1項第1号から第4号までに定める以下のいずれにも該当しないことを確認したことを申し添えます。

- 1 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者
- 2 暴力団員等
- 3 法人にあって、その役員又は法第58条において準用する同法第41条第1項第3号の政令で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるもの
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第 1 1 号様式

中 型 ま き 網 漁 業 に 係 る 附 属 船 報 告 書

令和 年 月 日

千葉県知事 ○○ ○○ 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

「中型まき網漁業の許可及び起業の認可方針」 1 1 に基づく附属船は、下記の船舶
を使用しますので報告します。

記

1 中型まき網漁業許可船舶（ そうまき）

（1）船 名 丸 丸

（2）漁船登録番号 C B - C B -

2 使用する附属船 合計 隻

	船名	漁船登録番号	総トン数
運搬船	丸	C B -	トン
魚探船	丸	C B -	トン

第11号様式

中型まき網漁業に係る附属船報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所 〇〇市〇〇〇1-1
氏名 千葉 太郎

「中型まき網漁業の許可及び起業の認可方針」11に基づく附属船は、下記の船舶を使用しますので報告します。

記

1 中型まき網漁業許可船舶（2そうまき）

- (1) 船名 第一千葉県丸 第二千葉県丸
(2) 漁船登録番号 CB2-12345 CB2-12346

2 使用する附属船 合計 2隻

	船名	漁船登録番号	総トン数
運搬船	第三千葉県丸	CB2-12347	〇〇トン
魚探船	第四千葉県丸	CB2-12348	〇〇トン

第12号様式

漁業権の漁場の区域における操業実績の証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所

漁業協同組合

代表理事組合長

今般、本組合所属〇〇 〇〇から固定式刺し網漁業の許可申請がありましたが、この者は下記のとおり本組合が管理する共同漁業権の漁場の区域において操業実績があることを証明いたします。

記

- 1 申請者の住所及び氏名
- 2 漁船登録番号及び船舶の総トン数
- 3 操業実績のある共同漁業権の免許番号及び種類
- 4 操業実績のある期間（具体的に記入）

第12号様式

漁業権の漁場の区域における操業実績の証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所 〇〇市〇〇1-2-3
〇〇漁業協同組合
代表理事組合長 〇〇 〇〇

今般、本組合所属千葉 太郎から固定式刺し網漁業の許可申請がありましたが、この者は下記のとおり本組合が管理する共同漁業権の漁場の区域において操業実績があることを証明いたします。

記

- 1 申請者の住所及び氏名
〇〇市〇〇〇1-1 千葉 太郎
- 2 漁船登録番号及び船舶の総トン数
CB3-12345 4.9トン
- 3 操業実績のある共同漁業権の免許番号及び種類
第2種共同漁業権漁場共第〇〇号
- 4 操業実績のある期間（具体的に記入）
令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日

第13号様式

〇〇〇漁業の経験者証明願

令和〇〇年〇〇月〇〇日

船主 〇〇 〇〇 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

私は、あなたが所有する〇〇丸（ トン）に下記のとおり乗船し、〇〇漁業に従事したことの御証明を願います。

記

許可番号	船名	トン数	馬力数	乗船期間	職種

上記願出のとおり相違ありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

第13号様式

小型機船底びき網漁業の経験者証明願

令和〇〇年〇〇月〇〇日

船主 千葉 太郎 様

住所 〇〇市〇〇〇2-2

氏名 房総 二郎

私は、あなたが所有する千葉県丸（4.9トン）に下記のとおり乗船し、小型機船底びき網漁業に従事したことの御証明を願います。

記

許可番号	船名	トン数	馬力数	乗船期間	職種
チハ手 第〇〇号	千葉県丸	4.9	400キ ロワット	自 令和〇年〇月 至 令和〇年〇月	主任船員

上記願出のとおり相違ありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 〇〇市〇〇〇1-1

氏名 千葉 太郎

許可番号 第 号

〇〇漁業許可証

住所
氏名 (法人にあつては名称)

1 漁業種類

2 操業区域

3 漁業時期

4 船舶

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

5 許可の有効期間

年 月 から 年 月 まで

6 条件

年 月 日

千葉県知事

〇〇 〇〇

第15号様式（規則第16条第2項関係）

〇〇漁業許可の内容（起業の認可）変更許可申請書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

下記により〇〇漁業許可（起業の認可）の制限措置の変更の許可を受けたいので、千葉県漁業調整規則第16条第2項の規定により申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可（認可）番号
- 3 許可（認可）年月日
- 4 変更の内容

項目	変更前	変更後

- 5 変更の理由

第15号様式（規則第16条第2項関係）

中型まき網漁業許可の内容（~~起業の認可~~）変更許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所 〇〇市〇〇〇1-1
氏名 千葉 太郎

下記により中型まき網漁業許可（~~起業の認可~~）の制限措置の変更の許可を受けたいので、千葉県漁業調整規則第16条第2項の規定により申請します。

記

- 1 漁業種類 中型まき網漁業
- 2 許可（~~認可~~）番号 第〇〇号
- 3 許可（~~認可~~）年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 変更の内容

項目	変更前	変更後
船舶の総トン数	7トン	8トン

- 5 変更の理由 船体の安定性を向上させるため船体改造を行った際、やむを得ず増トンとなったため

制限措置と異なる内容で漁業を営もうとするときに申請する。
中型まき網漁業については、現行の許可トン数を制限措置としており、1トン以内の増トンまで変更許可で認める（過去に増トンした場合を除き）こととしている。

第16号様式（規則第27条関係）

〇〇漁業許可証書換交付申請書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

下記により〇〇漁業許可証の書換え交付を受けたいので、千葉県漁業調整規則第27条の規定により申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 書換えの内容

項目	変更前	変更後

- 5 書換えを必要とする理由

第16号様式（規則第27条関係）

小型機船底びき網漁業許可証書換交付申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所 〇〇市〇〇〇1-1

氏名 千葉 太郎

下記により小型機船底びき網漁業許可証の書換え交付を受けたいので、千葉県漁業調整規則第27条の規定により申請します。

記

- 1 漁業種類 手繰第3種漁業
- 2 許可番号 チハ手第〇〇号
- 3 許可年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 書換えの内容

項目	変更前	変更後
推進機関の馬力数	423キロワット	450キロワット

- 5 書換えを必要とする理由 機関換装のため

第17号様式

共同経営者の脱退届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

私共は従来〇〇丸（ トン、許可番号 号）に係る〇〇漁業を共同で経営して参りましたが、今般下記の者が共同経営から脱退することになりましたので、各共同者の権利義務関係の変更した内容を記載した書面を添えて届け出ます。

記

住 所
氏 名

第17号様式

共同経営者の脱退届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所 〇〇市〇〇〇1-1

氏名 千葉 太郎 印

住所 〇〇市〇〇〇2-2

氏名 房総 二郎 印

私共は従来千葉県丸（4.9トン、許可番号チハ手〇〇号）に係る小型機船底びき網漁業を共同で経営して参りましたが、今般下記の者が共同経営から脱退することになりましたので、各共同者の権利義務関係の変更した内容を記載した書面を添えて届け出ます。

記

住所 〇〇市〇〇〇2-2

氏名 房総 二郎

第18号様式

共同経営者の脱退に伴う権利義務を記載した書面

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

私共は従来〇〇丸（ トン、許可番号 号）に係る〇〇漁業を共同経営して参りましたが、今般共同経営者から脱退することになりましたので、従来の権利、義務その他一切のことに関して下記の者に譲渡いたしました。

記

住 所

氏 名

第18号様式

共同経営者の脱退に伴う権利義務を記載した書面

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所 〇〇市〇〇〇1-1

氏名 千葉 太郎 印

住所 〇〇市〇〇〇2-2

氏名 房総 二郎 印

私共は従来千葉県丸（4.9トン、許可番号チハ手〇〇号）に係る小型機船底びき網漁業を共同経営して参りましたが、今般共同経営者から脱退することになりましたので、従来の権利、義務その他一切のことに関して下記の者に譲渡いたしました。

記

住 所 〇〇市〇〇〇1-1

氏 名 千葉 太郎

第19号様式

漁業許可証再交付申請書

令和 年 月 日

千葉県知事

様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

下記のとおり〇〇漁業許可証を亡失（毀損）したので、千葉県漁業調整規則第28条の規定により再交付を申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 許可証を亡失（毀損）した年月日
- 5 許可証を亡失（毀損）した場所
- 6 許可証を亡失（毀損）した理由

第19号様式

小型機船底びき網漁業許可証再交付申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所 〇〇市〇〇〇1-1

氏名 千葉 太郎

下記のとおり小型機船底びき網漁業許可証を亡失(毀損)したので、千葉県漁業調整規則第28条の規定により再交付を申請します。

記

- 1 漁業種類 手繰第3種漁業
- 2 許可番号 チハ手第〇〇号
- 3 許可年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 許可証を亡失(毀損)した年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 許可証を亡失(毀損)した場所 船内
- 6 許可証を亡失(毀損)した理由 船内に保管中に紛失してしまった。

第20号様式

漁業許可証紛失届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

下記の許可証を紛失したので、千葉県漁業調整規則第30条第2項の規定により届け出ます。

なお、後日、紛失した許可証を発見したときは必ず返納することを誓約します。

記

- 1 許可番号
- 2 漁業種類
- 3 許可年月日
- 4 紛失理由

第20号様式

漁業許可証紛失届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所 千葉県〇〇市〇〇〇1-1

氏名 千葉 太郎

下記の許可証を紛失したので、千葉県漁業調整規則第30条第2項の規定により届け出ます。

なお、後日、紛失した許可証を発見したときは必ず返納することを誓約します。

記

- 1 許可番号 チハ手第〇〇号
- 2 漁業種類 手繰第3種漁業
- 3 許可年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 紛失理由 船内に保管中に紛失してしまった。

第21号様式

〇〇漁業許可の相続届

令和 年 月 日

千葉県知事

様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

今般、〇〇漁業の許可（起業の認可）（許可番号）受有者である〇〇の死亡（合併、分割）に伴い、下記のとおり私（弊社）がその地位を承継したので、千葉県漁業調整規則第17条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 相続発生年月日
（合併、分割）
- 2 漁業種類
- 3 船名
- 4 漁船登録番号
- 5 許可番号

第21号様式

小型機船底びき網漁業許可の相続届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所 〇〇市〇〇〇1-1
氏名 千葉 太郎 印

今般、小型機船底びき網漁業の許可(起業の認可) (許可番号チハ手第〇〇号) 受有者である千葉 一郎の死亡(合併、分割)に伴い、下記のとおり私(弊社)がその地位を承継したので、千葉県漁業調整規則第17条第2項の規定により届け出ます。

記

1 相続発生年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
~~(合併、分割)~~

2 漁業種類 手繰第3種漁業

3 船名 千葉県丸

4 漁船登録番号 CB3-12345

5 許可番号 チハ手第〇〇号

相続人が複数いる場合にはその協議により
当該相続人が地位を承継した日

第22号様式

相 続 同 意 書

千葉県知事 ○○ ○○ 様

○○ ○○死亡による○○○○漁業の許可（起業の認可）については、○○ ○○がその地位を承継することに同意いたします。

令和○○年○○月○○日

住所
氏名 印

住所
氏名 印

住所
氏名 印

第22号様式

相 続 同 意 書

千葉県知事 ○○ ○○ 様

千葉 一郎 死亡による小型機船底びき網漁業の許可(起業の認可)については、
千葉 太郎 がその地位を承継することに同意いたします。

令和○○年○○月○○日

住所 ○○市○○○2-2
氏名 千葉 二郎 印

当該許可漁業の地位承継者(千葉太郎)
以外の相続人について記名・押印する。

住所 ○○市○○○3-3
氏名 千葉 三郎 印

第23号様式

〇〇漁業の起業の認可の有効期間延長申請書

令和 年 月 日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

〇年〇月〇日付け千葉県水産指令〇〇号をもって受けた〇〇丸に係る〇〇漁業の起業の認可の有効期間を、下記のとおり延長賜りますよう関係書類を添えて申請します。

記

変更事項	変更前	変更後

第23号様式

中型まき網漁業の起業の認可の有効期間延長申請書

令和 年 月 日

千葉県知事 ○○ ○○ 様

住所 ○○市○○○1-1
氏名 千葉 太郎 印

令和○年○月○日付け千葉県水産指令○○号をもって受けた未定丸に係る中型まき網漁業の起業の認可の有効期間を、下記のとおり延長賜りますようお願い書類を添えて申請します。

記

変更事項	変更前	変更後
認可期間	令和3年8月1日から 令和4年7月31日まで	令和3年8月1日から 令和5年7月31日まで

【注意】

1度に延長できる期間は最長で1年間となります。

例：令和4年7月31日まで ⇒ 令和5年7月31日まで

第24号様式

〇〇漁業の休業届

令和 年 月 日

千葉県知事

様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

下記のより、〇〇漁業の許可（許可番号〇〇号）を受けているところですが、諸般の事情により当該漁業を休業したいので千葉県漁業調整規則第19条1項の規定により届け出ます。

記

1 船名

2 総トン数

3 漁船登録番号

4 許可番号

5 休業期間 年 月 日 から 年 月 日まで

第24号様式

小型機船底びき網漁業の休業届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所 〇〇市〇〇〇1-1
氏名 千葉 太郎 印

下記のより、小型機船底びき網漁業の許可（許可番号チハ手第〇〇号）を受けているところですが、諸般の事情により当該漁業を休業したいので千葉県漁業調整規則第19条1項の規定により届け出ます。

記

- 1 船名 千葉県丸
- 2 総トン数 4.9トン
- 3 漁船登録番号 CB3-12345
- 4 許可番号 チハ手第〇〇号
- 5 休業期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

第25号様式

休業中の許可漁業の就業届

令和 年 月 日

千葉県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

下記のより、許可を受けている〇〇漁業について、就業したいので千葉県漁業調整規則第19条2項の規定により届け出ます。

記

- 1 許可番号
- 2 漁業種類
- 3 使用船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 4 許可年月日
- 5 休業期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 6 就業予定年月日

第25号様式

休業中の許可漁業の就業届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所 〇〇市〇〇〇1-1
氏名 千葉 太郎 印

下記のより、許可を受けている小型機船底びき網漁業について、就業したいので千葉県漁業調整規則第19条2項の規定により届け出ます。

記

- 1 許可番号 チハ手第〇〇号
- 2 漁業種類 手繰第3種漁業
- 3 使用船舶
 - (1) 船名 千葉県丸
 - (2) 漁船登録番号 CB3-12345
 - (3) 総トン数 4.9トン
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数 ジーゼル 400キロワット
- 4 許可年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 5 休業期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 6 就業予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

第26号様式（規則第48条第2項関係）

試験研究等の許可申請書
（特別採捕許可申請書）

令和 年 月 日

千葉県知事

様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

下記により試験研究等のための水産動植物の採捕について許可を受けたいので、千葉県漁業調整規則第48条第2項の規定により申請します。

記

- 1 目的
- 2 適用除外の許可を必要とする事項
千葉県漁業調整規則第○条第○項
- 3 使用船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
 - (5) 所有者名
- 4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）
- 5 採捕の期間
- 6 採捕の区域
- 7 使用する漁具及び漁法
- 8 採捕に従事する者の氏名及び住所

第26号様式（規則第48条第2項関係）

試験研究等の許可申請書
（特別採捕許可申請書）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所 千葉県南房総市千倉町平磯2492番地
氏名 千葉県水産総合研究センター
センター長 〇〇 〇〇

下記により試験研究等のための水産動植物の採捕について許可を受けたいので、千葉県漁業調整規則第48条第2項の規定により申請します。

記

- 1 目的 東京湾における〇〇の分布を明らかにするため、動物群集の生息状況調査を行う。
- 2 適用除外の許可を必要とする事項
千葉県漁業調整規則第37条第1項
- 3 使用船舶
 - (1) 船名 ふさなみ
 - (2) 漁船登録番号 CB2-373
 - (3) 総トン数 19トン
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数 ジーゼル 810キロワット
 - (5) 所有者名 千葉県
- 4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）
アサリを含む二枚貝類及び底生生物 50kg
- 5 採捕の期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 6 採捕の区域 東京湾内湾 詳細は別添計画書に記載
- 7 使用する漁具及び漁法 スミスマッキンタイヤ型採泥器
- 8 採捕に従事する者の氏名及び住所
千葉県水産総合研究センター
〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
千葉県南房総市千倉町平磯2492番地

許可番号第 号

試験研究等の許可証
(特別採捕許可証)

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称）

- 1 適用除外の事項
千葉県漁業調整規則第 条第 項
- 2 採捕する水産動植物の種類及び数量
- 3 採捕の期間
- 4 採捕の区域
- 5 使用する漁具及び漁法
- 6 採捕に従事する者の氏名及び住所
- 7 使用船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 8 許可の有効期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 9 条件

年 月 日

千葉県知事

印

第28号様式

試験研究等の許可証（特別採捕許可証）記載事項変更申請書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

下記により試験研究等の許可証の記載事項変更の許可を受けたいので、千葉県漁業調整規則第48条第6項の規定により申請します。

記

1 適用除外の事項
千葉県漁業調整規則第○条第○項

2 許可番号

3 許可年月日

4 変更しようとする事項

項 目	変更前	変更後

5 変更を必要とする理由

第28号様式

試験研究等の許可証（特別採捕許可証）記載事項変更申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所 千葉県南房総市千倉町平磯2492番地
氏名 千葉県水産総合研究センター
センター長 〇〇 〇〇

下記により試験研究等の許可証の記載事項変更の許可を受けたいので、千葉県漁業調整規則第48条第6項の規定により申請します。

記

- 1 適用除外の事項
千葉県漁業調整規則第37条第1項
- 2 許可番号 第〇〇〇〇号
- 3 許可年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 変更しようとする事項

項目	変更前	変更後
採捕に従事する者の氏名	〇〇〇〇、 <u>〇〇〇〇</u> 、 〇〇〇〇、 <u>〇〇〇〇</u> 、 〇〇〇〇	〇〇〇〇、 <u>△△△△</u> 、 〇〇〇〇、 <u>□□□□</u> 、 〇〇〇〇

- 5 変更を必要とする理由 県職員の人事異動のため

特別採捕結果報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事

様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け許可番号第〇〇〇〇号で許可されました調査が終了いたしましたので千葉県漁業調整規則第 48 条第 5 項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 採捕実施日時
- 2 採捕実施場所（別図可）
- 3 使用した漁具及び漁法
- 4 採捕に従事した者の氏名及び住所（別表可）
- 5 採捕した水産動植物の名称及び数量（別表可）
- 6 その他（必要書類）

特別採捕結果報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所 千葉県南房総市千倉町平磯2492番地
氏名 千葉県水産総合研究センター
センター長 〇〇 〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け許可番号第〇〇〇〇号で許可されました調査が終了いたしましたので千葉県漁業調整規則第48条第5項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 採捕実施日時
令和〇〇年〇〇月〇〇日、令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 採捕実施場所
東京湾内湾 詳細は別紙の図を参照
- 3 使用した漁具及び漁法
スミスマッキンタイヤ型採泥器
- 4 採捕に従事した者の氏名及び住所
千葉県水産総合研究センター
〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
千葉県南房総市千倉町平磯2492番地
- 5 採捕した水産動植物の名称及び数量
アサリ 10kg、その他底生生物 30kg
詳細は別紙の表を参照
- 6 その他（必要書類）

第30号様式（規則第47条第2項関係）

岩礁破碎等許可申請書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

下記により岩礁破碎（土砂採取、岩石採取）の許可を受けたいので、千葉県漁業調整規則第47条第2項の規定により申請します。

記

- 1 目的
- 2 漁業権の免許番号
- 3 区域
- 4 期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 補償の措置
- 6 その他参考となるべき事項

第30号様式（規則第47条第2項関係）

岩礁破碎等許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

住所 〇〇県〇〇市〇〇〇1-1
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇 〇〇

下記により岩礁破碎の許可を受けたいので、千葉県漁業調整規則第47条第2項の規定により申請します。

記

- 1 目的
〇〇設備の設置のため
- 2 漁業権の免許番号
共同漁業権共第〇〇号（〇〇年〇月〇日免許）
- 3 区域
〇〇市〇〇地先
- 4 期間
令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 5 補償の措置
なし
- 6 その他参考となるべき事項
調査計画については、別紙計画書のとおり
漁業権者の同意書（別添）

知事許可漁業の資源管理の状況等の報告期限

許可漁業の種類		操業区域	報告期限
中型まき網		全区域	毎年 2月末
小型機船 底びき網	手繰第1～3種	1～9(5-2を除く。)	毎年 2月末
	手繰第3種	5-2のみ	漁業時期終了後2ヶ月以内
	板びき網	全区域	毎年 7月31日
小型まき網		〃	毎年 2月末
機船 船びき網	しらうお船びき網	〃	毎年 4月13日
	さより船びき網	〃	毎年 6月30日
	ぱっち網	〃	毎年 2月末
	いわし船びき網	〃	毎年 11月30日
	とびうお船びき網	〃	毎年 12月31日
ごち網		〃	毎年 11月30日
火光利用さば		〃	毎年 8月31日
敷網	あじ・さば棒受網	〃	毎年 2月末(10トン未満)
		〃	毎年 12月31日(10トン以上)
刺し網	いわし流し刺し網	〃	毎年 5月31日
	まき刺し網	〃	毎年 11月30日
かじき等流し網		〃	毎年 7月31日
固定式刺し網		〃	毎年 2月末
はえ縄		〃	毎年 8月31日
潜水器		〃	毎年 2月末
たこつぼ		1	毎年 4月30日
		2	毎年 5月31日
		3～5	毎年 10月31日
		6	毎年 2月末
かご	ばいかご	1	毎年 10月31日
		2	毎年 2月末
		3	毎年 1月31日
	いかかご	1, 2	毎年 7月19日
		3	毎年 8月31日
	かにかご	全区域	毎年 10月31日
えびかご	〃	毎年 2月末	
いか釣り		〃	毎年 2月末
なまこ		〃	毎年 2月末

※漁業法改正に伴い報告が義務化されました。(操業実績がない場合も必要です)